

議案第 76 号

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

甲府市長 橋口 雄一

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例（平成 17 年 12 月条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。